

平成22年6月7日  
平成22年6月7日

平成22年第4回  
南部町議会臨時会

# 会 議 録

南部町告示第35号

平成22年第4回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年5月20日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成22年6月7日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町税条例の一部改正について)

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度南部町一般会計補正予算(第8号))

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号))

議案第40号 西伯小学校教室棟大規模改修工事(建築主体工事)に関する契約の締結について

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君

仲 田 司 朗君

雑 賀 敏 之君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

赤 井 廣 昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

足 立 喜 義君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

石 上 良 夫君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 平成22年 第4回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

平成22年6月7日（月曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成22年6月7日 午後3時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 平成21年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成21年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）)
- 日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第11 議案第40号 西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）に関する契約の締結  
について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 平成21年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成21年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について

- 日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第11 議案第40号 西伯小学校教室棟大規模改修工事(建築主体工事)に関する契約の締結  
について

---

**出席議員(14名)**

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

---

**欠席議員(なし)**

---

**欠 員(なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 谷口 秀人君 書記 ----- 伊藤 真君  
書記 ----- 加藤 潤君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	坂 本 昭 文君	副町長	-----	藤 友 裕 美君
教育長	-----	永 江 多輝夫君	総務課長	-----	森 岡 重 信君
財政室長	-----	唯 清 視君	企画政策課長	-----	長 尾 健 治君
税務課長	-----	分 倉 善 文君	教育次長	-----	稲 田 豊君
健康福祉課長	-----	前 田 和 子君	保健対策専門員	-----	櫃 田 明 美君
上下水道課長	-----	頼 田 泰 史君	産業課長	-----	景 山 毅君

---

### 午後3時20分開会

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成22年第4回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、青砥日出夫君、9番、細田元教君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（石上 良夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 報告第1号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、報告第1号、平成21年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長の森岡でございます。それでは、報告第1号、平成21年度南部町繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

1枚めくっていただき、内容を御説明をいたします。平成21年度の繰越明許費の額が確定しましたので、御報告いたします。以下、11事業について額が確定をしております。

左から4列目の金額の欄がございますが、これが既に議決をいただきました繰越限度額でございます。その右側に欄がございますが、これが翌年度繰越額、これが精査の上、繰越しを最終決定した額でございます。合計で7億3,233万4,095円でございます。

既収入特定財源でございますが、平成21年度中に特定財源の収入があったものでございますが、これが12万3,775円となっております。

天萬庁舎多目的利用施設化事業、西伯小学校教室棟改修事業につきましては、国庫支出金及び地方債。それから、西伯小学校体育館改修事業につきましては、地方債となっております。以上、御報告をいたします。

○議長（石上 良夫君） 以上で、報告第1号、平成21年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

## 日程第5 報告第2号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、報告第2号、平成21年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 報告第2号、平成21年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次のとおり平成21年度南部町水道事業会計予算継続費繰越計算書を議会に報告する。

1枚はぐっていただきまして、内容ですが、資本的支出の建設改良費でございます。事業名は、

田住の配水池増設工事です。継続費の総額は、1億7,300万円です。そのうち、21年度で予算計上したものが4,300万円です。支出義務額として発生しましたのが3,675万円。残額の625万円を翌年度に繰り越すという内容にしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 以上で、報告第2号、平成21年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを終わります。

---

### 日程第6 議案第35号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第35号、専決処分の承認を求めることについて。これは南部町税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によって、議会に報告をし、承認をお願いをいたすものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定による南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするということでございます。

本議案につきましては、地方税法等の改正にかかわる法律が可決、公布されたことに伴いまして、南部町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明をいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の条例改正は、所得税法、地方税法、地方自治法等の改正に伴う一部改正でございます。

この条例の主な改正点は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告と、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告の条文を追加をし、たばこ税の税率の改正や非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例を定める改正でございます。

新旧対照表で御説明をいたしますので、3ページの方をごらんいただきたいと思います。ただ



し、条の繰り下げやそれに伴う改正は、省略をしたいと思います。

新の方をごらんください。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告の追加の条文でございまして、所得税法第194条第1項については、給与所得者の扶養控除等の申告の規定でございまして、給与所得者は、扶養親族の申告書を町長に提出しなければならないことを明文化したものでございます。

次に、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告についてでございますが、第36条の3の3、所得税法第203条の5の第1項については、公的年金等の受給者の扶養親族等の申告の規定でございまして、公的年金等の受給者は、扶養親族の申告書を当該公的年金等支払い者を経由して町長に提出しなければならないことを明文化したものでございます。

第44条は、「及び公的年金等に係る所得」を削除し、同条第5項を6項とし、第4項を5項として第3項の次に次の1項を加え、第4項を追加したものでございます。

この内容は、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して、一括徴収ができるものでございます。給与所得以外の所得に係る所得割額を納税者の申告により、普通徴収ができることにもなっております。

次に、11ページをごらんください。固定資産税の納税義務者等でございますが、第54条第6項中の「地方開発事業団」を削除するものでございます。これは地方自治法の一部改正によるものでございます。

次に、たばこ税の税率でございます。第95条、たばこ税の税率を1,000本につき3,298円を4,618円に改正するものでございます。

附則の第15条を削除し、附則の15条の2を附則の第15条としております。

附則第16条の2のたばこ税の税率の特例でございますが、1,000本につき1,564円を2,190円に改正するものでございます。

次に、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の追加の条文でございますが、この内容については、平成24年から26年の3年間のうちに非課税口座を開設し、毎年新規投資額100万円を上限として非課税口座において管理されている上場株式等の配当及び譲渡益が非課税となるものでございます。保有期間は最長10年間で、年間1人1口座の開設ができ、3年間で最大300万円の非課税投資額が可能となる内容の条文でございます。

次に、附則第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特

例及び附則第20条の5の保険料に係る個人の町民税の課税の特例は、法律の名称変更による改正でございます。

本文に戻りまして、御説明をいたします。（「議案」と呼ぶ者あり）議案ですね、議案の方の7ページをお開きください。施行規則等の記載でございますが、附則第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、附則第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び20条の5の第1項の保険料に係る個人の町民税の課税の特例の改正規定は、平成22年6月1日からでございます。

第2号、第19条の納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の額を列記以外の部分、第2号及び第3号、第31条第3項の均等割の税率、第48条の法人の町民税の申告納付の第1項から第4項まで、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の第2項及び第3項並びに、第95条のたばこ税の税率の改正規定並びに、附則第16条の2、第1項のたばこ税の税率の特例の改正規定並びに、次条の町民税に関する経過措置の第8項及び附則第4条のたばこ税に関する経過措置の規定は、平成22年10月1日から。

第3号、第36条の3の次に2条を加える個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族の申告及び個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告の改正規定及び次条の町民税に関する経過措置の第2項から第4項までの規定は、平成23年1月1日から。

第4号、附則第19条の3の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の改正規定及び次条の町民税に関する経過措置の第6項の規定は、平成25年1月1日から。

第54条第6項の固定資産税の納税義務者等の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から。

町民税に関する経過措置の第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南部町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族の申告の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

第3項、新条例第36条の3の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

第4項、平成23年中に新条例第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の

扶養親族の申告の読みかえ規定でございます。

それから次は、5項です。平成22年度分の個人の町民税についての新条例第44条第2項は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の読みかえ規定でございます。

次は、第6項。新条例附則第19条の3の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

第7項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第8項、新条例第19条の納期限後に納付し、または納付する税金、または納入金に係る延滞金、第31条の均等割の税率、第48条の法人の町民税の申告納付（同条第6項を除く）及び第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定は、平成22年10月1日以後に解散が行われた場合における各年度事業分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置でございます。第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

たばこ税に関する経過措置でございます。第4条、平成22年10月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

第2項、指定日前に地方税法第465条第1項の売り渡しまたは同条第2項売り渡しもしくは消費等が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることになったときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。これはみなし課税の規定でございます。第1号、製造たばこ1,000本につき1,320円。第2号、新条例附則第16

条の2第1項に規定する紙巻たばこ1,000本につき626円。

第3項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごと、地方税法施行規則の一部を改正する省令別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。

第4項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則第34条の2の5の様式による納付書によって納付しなければならない。

第5項、第2項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条の納付期限後に納付し、または納付する税金または納入金に係る延滞金第94条のたばこ税の課税標準の第2項、第98条のたばこ税の申告納付の手続の第4項及び第5項並びに第101条のたばこ税に係る附則税額等の納付手続の規定を適用する。このあとは読みかえ規定でございます。

第6項、卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により町たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、または納入されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付にあわせて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。以上でございます。審議方、よろしく願いをいたします。

**○議長（石上 良夫君）** 提案に対し、質疑はありますか。

9番、細田元教君。

**○議員（9番 細田 元教君）** 済みません。るる条文で説明されましたけども、あんまりにも難しくてわからん。それで、具体的に簡単にどういうもんかだけ教えていただきたいと思います。要は、地方税法の改正によって変わるということはお聞きしまして、それはわかります。それで、字句の訂正等は簡略しますということで簡略しますが、新旧対照表で要は具体的にどう変わったかだけを教えていただければ結構です。

3ページの36条の3ですね、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族の申告書がるるアン

ダーライン引いて変わっております。具体的にどうなったかだけで結構です。

それと同じく、個人町民税による公的年金受給者の扶養親族の申告書云々ありますが、長たらくあります。それらを簡単にこうですよということだけ教えてもらえればよくわかります。

それと同じように、13ページの15条からですか、アンダーラインがたくさんありますが、これはこういうものですよということだけ簡単に、一言でいいですから教えてもらえれば幸いです。でございますが、できますでしょうか。

**○議長（石上 良夫君）** 税務課長、分倉善文君。

**○税務課長（分倉 善文君）** 税務課長でございます。最初に申し上げましたとおり、給与所得者の扶養親族の申告が今までしていただいておりますけれども、このたび条例で明文化されたということがございます。今までは源泉徴収表で扶養何人ですよというような報告がございますけれども、氏名があつたり、なかつたりするものもありますが、それを氏名を報告をすることの規定でございます。

それから、年金の関係も同じことございまして、その扶養の親族者の扶養控除の申告者の氏名を報告をしていただくということでございます。

それから、年金の特徴ですね、65歳未満の公的年金の方で給与所得者がある場合は、今までは普通徴収でございましたけれども、これが合算され給与から一括して特別徴収をするということでございます。

あとは、たばこ税の税率が1.4倍になったり、上場株式等の譲渡、あるいは配当の非課税の枠が100万円掛ける3年間で300万円の適用があるということでございます。以上でございます。

**○議長（石上 良夫君）** 9番、細田元教君。

**○議員（9番 細田 元教君）** 要は今までやってたけど、それはただ、もう条文化できれいに条例化で文言がきちつとなった、整理されたというふうに理解していいですね。

**○議長（石上 良夫君）** 税務課長、分倉善文君。

**○税務課長（分倉 善文君）** 税務課長でございます。そのとおりでございます。

**○議長（石上 良夫君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

**○議員（13番 亀尾 共三君）** 何点かお聞きします。あの中で今度税制改正になるわけなんですけども、住民税で1つは、今度控除がなくなるわけですね。今までは、16歳までは33万円控除でしたか、それから16歳から19歳は、12万円のこれがなくなるわけですね。そうしま

すと、このような影響を受ける方がどれくらいあるかということですね。それと、あわせてこの結果、税改正のために町にどれだけのその税収が減ることはないと思うんですが、ふえるのはどれくらい想定されているかということがまず1つです。

それから、非課税であった世帯がこれによって課税のことが行われるわけなんですけども、この制度改正によって、今まで非課税でいろいろ控除、いろいろ税の減免というんですか、受けている人が、これがどのように変わってくるかということ、この2点をお聞きしたいんで、よろしくをお願いします。

**○議長（石上 良夫君）** 税務課長、分倉善文君。

**○税務課長（分倉 善文君）** 税務課長でございます。御質問にお答えをいたします。

まず、扶養控除の廃止でございますが、所得税は平成23年分から。住民税については、平成24年度分から扶養控除が廃止になるものがございます。

まず、子ども手当の対象である15歳未満の一般扶養控除、所得税は38万円、住民税は33万円の控除がございましたが、この適用がなくなります。

それから、16歳から18歳未満の高校の無償化の対象になった方の上乗せ部分の扶養の控除が所得税では25万円、住民税では12万円の控除がなくなります。あとの扶養の控除は、以前と同じでございます。

先ほどの程度税収がふえるかということでございますが、まだ先の話でその試算はしておりません。

それから、今まで非課税であったけれども、この扶養がなくなって課税になるというようなことになる世帯が何世帯あるかというのも把握をしておらないところでございます。扶養がこのような該当者があれば課税になったり、また税がふえるというようなことが起きてくるのが予想されます。以上でございます。

**○議長（石上 良夫君）** ちょっと皆さんに、マイクを発言のときは、もう少し自分の方に向けて発言していただきますようにお願いします。

13番、亀尾共三君。

**○議員（13番 亀尾 共三君）** 動かすといけなかったが。

**○議長（石上 良夫君）** 向けて。

**○議員（13番 亀尾 共三君）** いいですか、こういう角度で。

先ほど聞いたんですけども、担当課としては、まだこれについては予測というんですか、想定がなかなかしていないという状況なんですね。私が聞くんですけども、じゃあ、今の状況の中

で1つはこれを実施に向けて当然、税制がふえるというぐあいには想定されてるのかどうか、その点だけ再度お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。当然、扶養控除が33万円、あるいは12万円の控除がなくなってくるわけでございますが、この分だけは税がふえるということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの亀尾議員の質問と関連しますけども、この地方税分の改正、改定によって、町の施策との関係でお聞きしたいんですけども、町民生活課の関係とか、健康福祉課の関係で、住民税の非課税世帯が利用できる制度、町民生活課でもそういう制度が利用できる世帯が先ほどの税務課長との答弁で平成24年からの実施ということで、なかなか実態はどれぐらいの影響が出るかということは難しいと思いますが、そういう町の制度、町だけではないですね、いろんな町民生活課関連、健康福祉課関連で非課税世帯が利用できる制度が後退するという心配がありますが、そういうこれまで利用できていた人が利用できなくなるというような影響が出るということについて、そういう可能性があるかどうかの答弁をひとつお願いしたいと思います。

それから、2つ目には、今回の地方税法の改定によって、公的年金に係る住民税の所得割額に対して、65歳以上で給与所得を得ておられる方がいらっしゃると思いますが、その方に対して特別徴収ができるような内容になっていると思いますが、確認したいと思います。そういう改正の内容、改定の内容だということを確認したいと思います。

それから、3つ目、先ほど証券税制で、年間100万円以下で上場株式等への投資については非課税口座を設けた場合に、その個人住民税が非課税となるこういう制度がつけられたということで、新たな優遇制度といいますか、証券取引に対する住民税の非課税制度が新たにつけられたという内容だということを確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。最初の質問は、ちょっと私が答弁できませんので、2番目と3番目、答弁したいと思います。

まず、65歳以上の年金の方については、21年度も年金特徴しております。ですから、22年度も年金特徴になります。

あと、100万円の非課税上場株式等の配当及び譲渡につきましては、新たに24年から26年までの3年間、この非課税枠の条文ができたものでございまして、3年間で300万の上限を定めて投資ができるというような条文でございます。

○議長（石上 良夫君） 課長、マイクもうちょっと向けて。

○税務課長（分倉 善文君） 以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。ちょっと資料を持ってきておりませんので、はっきりとお答えできかねるところもございますけれども、高齢者インフルエンザに関します補助金で、若干そういう該当の方が出るのはないかということが1点と、それから、障がい者制度の自己負担限度額の関係で、そういう方が出るのはないかというふうに考えております。以上です。（「町民生活課は、町民生活課、町長でもいいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このような制度改正に伴って、さまざまな地方行政に影響を受けるわけでございます。したがって、従来、非課税世帯は減免の対象になっておったというようなものについて、課税世帯となればそれが外れていくというようなことは当然起きてまいります。したがって、そういう実態というものに即して本当に困った状況があれば、町の方の福祉制度などをまた改正をしていかなければいけないのではないかと、今のところは法律の改正でやりますからどの程度、あるいはどの規模で影響があるのかというようなことについてつまびらかではございませんので、今後に待ちたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの税務課長の答弁をちょっと違うのではないかとということを再度お聞きしたいんですけども、今回の地方税法で町民生活課長がおっしゃいましたのは、年金特徴ということで、年金天引き、年金から天引きするということではないでしょうか。今回の地方税法の改正は、改定は、年金に係る、公的年金に係る個人住民税を給与所得から天引きするという内容ですよ。そういうことがどの法律の改定によって行われたということだと私は考えてますけども、課長の認識がひょっとしてといたしますか、私は間違ってるのではないかと思いますけれども、その点、再度確認したいと思います。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの説明は、年金だけの方でお答えをしました。ですから、給与がなくなって年金だけの65歳以上の方は、年金特徴をしております。



先ほど言われたのは、給与と年金があつたり、給与と年金とほかの所得があつた場合には、給料の方から特別徴収を一括してやりますよということでございますので、一緒だないかと思うんですけどね。

○議員（4番 植田 均君） 課長は、いや、今回の……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、ちょっと余分な発言はやめてください。

○税務課長（分倉 善文君） 以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、以上で質疑を終結します。

討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第35号について反対する立場で討論いたします。

先ほどから課長の説明もございましたし、それから質疑の中でいろいろな控除が1つは廃止されたということ。裏返して言うと、子ども手当だとか、あるいは高校の授業料無償化、この点についてのお金に回るようなことを言われるんですけども、しかし、私は教育についてのお金を住民負担をふやしてまでやるというようなことはやるべきではないということなんです。1つ、この町内でいいますと、非常に大きな負担になるというぐあいに私ども思うんです。子供持っていない、そして、高校生の対象もない家庭というのが圧倒的に多いというぐあいに私は想定するわけなんです。住民の中で負担を今ふやす、景気がよくてどんどん右肩上がりの待遇、いわゆる給料が上がるような状況であればまだしもなんですけども、本当に疲弊した中みんなが日々どうして生活しようかというそういう状況の中、私は、このような税制改正には応じることはできるはずがないとこのように思っております。以上が反対の理由であります。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この税制改正については今、共産党議員団が言われたように、この政権が変わって子ども手当、ちょっとその前にこの議案にそういうことが載っちゃうかどうか疑問に思いますけども、本来、この議案はただ字句の改正と終わりの議案だなかったかと思えますけども、何でだかなと思っておりますが、あえて言わせていただきますと、確かにそれがなくなれば増税になる可能性がございます。これを法律が通って、政権が変わって法律持ってこのよう

になって、また、それに対しては子ども手当もらって恩恵を受けておられますし、もう一つは、高校の授業料免除、これも免除してその人は恩恵を受けております。ってことは、今まで払ったのを払わなくてもいいと。ただ、所得が上がるというのは当然、税金も払わないけん、こういう解釈になりますけども、政権交代になって健全な野党と言っておられますので、どんどんこれはそちらの方で改正するように言っていただきたい。地方行政としまして、これをほんなら前のおりやっけていいかってことになると、ちょっとまた問題が起きるんじゃないかと思ひまして、これは法律の改正によるものでございますので、いたし方ないじゃないかと私は思っております。以上です。

**○議長（石上 良夫君）** 次に、反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

**○議員（4番 植田 均君）** この地方税法の改正、改定議案にかかわる町の条例改定について反対いたします。

先ほども亀尾議員も言いましたが、この地方税の控除を廃止したことによって、新たに負担がふえる方々が弱い人ほど苦しくなるっていう状況が大変心配されるわけです。それで、町税のこの控除の廃止については、民主党のマニフェストにもなかった内容なんですよ。このことによる影響がいろんな形で先ほども私言いましたけども、町の施策の利用の面でも出てくる、税負担だけではない影響が出てくるっていうことが大変危惧される内容になっています。国会でもそういう心配をされて共産党は当然反対しましたけれども、自民党、公明党、みんなの党も反対してるんですよ。民主党もマニフェストにないことをこういう形でやってきたっていうことで大きな問題だと思います。

そして、先ほど私も言いましたけども、公的年金に対する住民税の課税を給与所得から天引きしていくような問題だとか、証券優遇といわれるような中身も同時にあわせて持っています。そういう中身で、私は住民の生活を守るためにこういう変更はすべきでないという立場から反対をいたします。

**○議長（石上 良夫君）** ほかに討論はございませんか。

賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

**○議員（11番 足立 喜義君）** 11番、足立です。先ほど細田議員が賛成討論いたしましたけど、全く似たようなことでだれが言っても、いわゆる国の法律が改正されて先ほど言われた植田議員ではないですけど、我が党は反対した、多数の党が反対だったということでもありますけども、結

果的には賛成多数で可決になったということでもありますので、国会で決められたもんを町でこれをひっくり返すことが現在できるのかどうかということが問われていると思うわけですね。そういうことがまずできないということでもあります。それで、まだまだ政権が交代をいたしまして、年末から来年にかけて恐らく多数の条例が変わってくるというように予測されるわけですが、これを契機に野党の皆さんが一致団結してそれを阻止していただかんと、こういった事態が年じゅう起きてくるということに今後なると思います。

マニフェストのことも言われましたけど、マニフェストはあくまでもマニフェストであって、現実に法律というものが改正されたということでもありますので、細田議員と同じやな理屈になりますけど、私は、いい、悪いは別にして恩恵を受けられる方もおられるわけですので、私は、やむを得んということが賛成討論ということでもあります。以上です。

**○議長（石上 良夫君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石上 良夫君）** 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第36号

**○議長（石上 良夫君）** 日程第7、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

**○副町長（藤友 裕美君）** 副町長。議案第36号、専決処分の承認を求めることについて。これは南部町国民健康保険税条例の一部改正についてのものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いをいたすものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするということでございます。

本議案につきましては、地方税法等の改正にかかわる法律が可決、公布されたことに伴いまし

て、南部町の国民健康保険税条例の一部の改正について御承認をお願いをするものでございます。

改正内容につきましては、税務課長の方から御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この主な改正点でございますが、基礎課税額の賦課限度額の改正と特例対象被保険者に係る課税の特例を定める改正でございます。

新旧対照表の19ページをごらんいただきたいと思います。条の繰り下げやそれに伴う改正は、省略をいたします。

まず、第2条第2項の改正でございますが、これは基礎課税額の限度額を47万円から50万円に改正するものでございます。

次に、第3項でございますが、これは後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円に改正するものでございます。

次に、23条は、国民健康保険税の減額で、7割軽減、5割軽減、2割軽減の規定でございます。

まず、第1項は、基礎課税額から、アの被保険者均等割額及びイの世帯別平等割額に掲げる額を減額していた額の上限額を47万円から50万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額から、ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及びエの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に掲げる額を減額して得た額の上限額を12万円から13万円に改正するものでございます。

次に、同条第1号から第3号は、法第314条の2、第2項に規定する金額とあるのは、基礎控除額の規定でございまして、現行では33万円でありますので、その金額である33万円に改正するものでございます。

次に、23条の2でございますが、これは特例対象被保険者等に係る課税の特例でありまして、定年退職や自己都合退職ではなく、倒産や自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く解雇などの非自発的な理由により、離職した被保険者である場合においては、給与所得金額を100分の30の相当する金額で算出されるものでございます。

それから次に、24条の2でございますが、これは特例対象被保険者等に係る申告でございまして、前条に該当する方は申告により、給与所得額を100分の30に相当する金額で算出され

るものでございます。

次に、国民健康保険税の減免規定でございますが、第25条の2、第1項第2号の「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る」を削除し、第2項の「翌年度」を「翌年度以後」に改正するものでございます。

次に、附則第17項の条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と、附則第18条の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、法律の名称変更による改正でございます。

議案書に戻りますので、14ページをお開きください。施行日に関することでございます。附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と、附則第18条の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正規定については、平成22年6月1日から施行するものでございます。

2、改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるでございます。以上でございます。審議方、よろしく願いいたします。

**○議長（石上 良夫君）** 提案に対し、質疑ありませんか。

9番、細田元教君。

**○議員（9番 細田 元教君）** 1点だけちょっとお聞きします。この地方税法の改正によるという大前提がございしますが、旧条例では基礎課税額の限度額が47万が要は50万になったという3万円アップなんです。聞いておられるかどうかをお聞きしますが、なぜこのように、3万円こういう世の中なのになったかどうかという原因というか、わけはお聞きになっておられますでしょうか。

**○議長（石上 良夫君）** 税務課長、分倉善文君。

**○税務課長（分倉 善文君）** 47万円から50万円、あるいは12万円から13万円に改正する内容についての理由については聞いておりません。以上でございます。

**○議長（石上 良夫君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

**○議員（3番 雑賀 敏之君）** 今の説明がありました中で3万円のアップという、限度額が47万円から50万円のアップ、それから後期高齢者が1万円のアップということでございますが、この中で、やはり具体的にこういう状況になって、どのような影響がどれくらいあるかというこ

とを試算しておられればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。平成21年度の状況でございますが、47万円以上の世帯というのが5世帯ございます。それから、12万円以上という世帯が88世帯ございまして、同じ税率、税額で、同じ所得、あるいは扶養、被保険者と皆、全部同じということと試算をいたしますと、103万円の国民健康保険税がふえるという状況でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君、いいですか。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 第23条の2の特例被保険者です。これについて課税の特例ですけども、こういった事例というのは多分今までは把握はしておられなかったと思うんですが、相当数見込まれるものでしょうか。どのように受け取っておられるんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。4月から現在まで、9名の方の申請が出ております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点か2点お聞きしますので、よろしくお願いします。

これが今度、最高限度が47万から50万になるわけなんですけども、その中で恐らくオーバーする方でいろいろ状況があると思うんです。状況というのは何かというのは、50万円の中で本当にぎりぎりになったということ、該当する人。それから、そうでない人があると思うんですけども、ぎりぎりになった分というのは一体どれぐらいになるのか、試算しておられたらお聞きしたいんですが。

それから、今度いろいろな住民税とかそういうものがなくなってきましたけども、そういうことの影響で十分考えられると思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。47万円から50万円で、3万円上がっているわけでございますが、ぎりぎりの家庭がどのような家庭かということの御質問だと思いますけれども、いろんな場合が想定されると思いますけども、現在こうだという試算は持ち合わせ

ておらないという現状でございます。

それと、2番目の質問がよく聞き取れませんでしたして再度お願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） まず最初なんですけども、じゃあ聞くんですけども、21年度で5世帯47万円があったということだったというぐあいに答弁聞くんですけども、47万円の中でこれも差があると思うんですけど、47万円の中で一番低い世帯の金額はどれだけだったのかということと、2つ目のことなんですけども、当然控除がなくなりますね。そうしますと、これについての恐らく国保でも影響が出るんだないかと思うんですけど、そこら辺についてはどうなんでしょうかということ。この2つをお聞きするんです。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの47万円のぎりぎりの世帯、ちょうどみたいなちょっと超えるような世帯がどういう世帯なのかという資料は、今持ち合わせておりません。申しわけございません。

それと、住民税の扶養控除がなくなってくるので、国民健康保険税にどう影響があるのかという御質問ではないかと思いますが、国民健康保険税の所得割については、所得から基礎控除33万円を引いて所得割を率によって計算をしますので、扶養が何人おられるというようなことではございませんので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど亀尾議員も聞かれたんですけども、この47万から50万に最高限度額が引き上がります。そこで、南部町の所得全体を見ますと、税務課は把握しておられると思うんですけども、全体の町民税というのが下降傾向にあるということは3月議会でも明らかになったのではないかと思うんですけども、その点、今の町民所得の現状について、傾向としてどのように把握しておられるかというのが1点と、それから国保の世帯の今回影響があるのは高額所得の方なだけけれども、そんなに飛び抜けて高額所得者がおられるというふうには私は理解できないんですけども、再度繰り返しになるんですけども、大まかにいつてどのくらいの所得があれば最高額に達するんだという大づかみな話で結構ですので、ぜひ御答弁お願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○**税務課長（分倉 善文君）** 税務課長でございます。先ほどの町民所得のことの御質問ですが、数字を持ち合わせておりませんので詳しいお答えはできませんけども、下がる傾向でございまして、国民健康保険税の加入世帯についても下がる傾向になっております。

それから、47万円の世帯のぎりぎりという話を先ほどしたとおりでございまして、試算を持ち合わせておりませんので、よろしく願いをいたします。

○**議長（石上 良夫君）** ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○**議長（石上 良夫君）** 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○**議員（4番 植田 均君）** 国民健康保険税というのは全国的に大きな課題になっております。

国民健康保険制度というのは御案内のように、国民皆保険の根幹をなす一つの大きな柱であります。この町の会計に対して国の補助率というのがどんどん引き下げられてきたというのがこの国保会計の困難さと住民負担の重さの大きな背景になってるのは皆さんお認めになれるのではないのでしょうか。そういう中で、国の補助率を上げることなしに内部でいろんな小手先のことをやってみても本当に国民健康保険、国民が健康で文化的な生活を送っていくという保障が守られるということにはつながっていかないっていうのは明らかではないのでしょうか。そういうところで見ますと、今回の47万円を50万円に引き上げて税収増を103万円ですか、税収増を図ることが本来のやるべきことではないというのは明らかだと思います。ぜひ、国に対してこの会計への補助率を引き上げることを求めていこうではないかということと呼びかけまして反対をするものであります。

○**議長（石上 良夫君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○**議員（9番 細田 元教君）** これもさっきの35号と似たところがございまして、国の地方税法の改正による大もとがございまして、確かに今、植田議員が言われましたとおり、これは国の負担割合を介護保険と同様、ぜひともふやしていただきたいというのが念願しておるところでございまして、今回の改正で47万円から50万円になる。該当者が、要は高額所得者にちょっとたくさん払ってねと。これが低所得者にまでいくということになると大問題になりますが、今回はある程度所得がある方はお願いしますという案文でございまして、一つこの条例で目につい



たのが、この特例対象被保険者等による国民保険税の課税の特例というのができました。これは、緊急で自分が意に沿わなくて会社を首になったとか、ああいう方についてこれが完全に条例に明文化された今回の条例でございまして、これは画期的なことだと思います。これは共産党の議員方もよく御存じでしょうと思います。こういうプラス面も言っていただきたいと私は思いますし、その中で我が南部町にはまだ9名しか申請者がなかったということでございますが、まだまだあるんじゃないかという危惧はしております。こういう条例ができただけでもちょっと救われるんじゃないかなと思っております。ということで、この条例については賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第37号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号））

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書をごらんください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分をする。処分日でございますが、22年の3月31日でございます。

これより、別冊の平成21年度南部町一般会計補正予算書で説明をさせていただきます。

---

平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）

平成21年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,890千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,295,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年3月31日 専決

南部町長 坂本 昭文

---

説明に入ります前に、今回の主な内容でございます。まず、3月議会で対応できなかったものにつきまして、今回補正をさせていただきます。

主なものは4つございます。1つは、特別交付税の交付決定が3月16日あったことにより予算調整をしております。この予算調整により、減債基金からの繰り入れを行わないこととしております。3点目、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増により、天萬庁舎改修整備事業債の調整をしております。4番目に、この予算調整によりまして、財政調整基金へ積み立てを行うこととしているものでございます。

それでは、歳出の方から説明させていただきますが、12ページをお開きください。総務費、8目の財政調整基金費でございます。9,000万円でございますが、これは特別交付税が予定より多く入ったため、増額をするものでございます。

次の9目公共施設整備基金費でございますが、国道バイパスの関係の移転補償費、それから残地補償費の確定によるものでございまして、749万8,000円を増額をするものでございます。

大きなところで説明をさせていただきたいと思いますが、下段の方に農林水産業費がございます。7目の緑水園管理費（自然休養村整備）でございますが、委託料が22万円、工事請負費が

288万3,000円の減額をしておりますが、これは実績を見まして額が確定しております。その相差分を減額をさせていただいております。

13ページ、予備費でございますが、これは歳入歳出の調整を図らせていただいております。

9ページに戻っていただきたいと思っております。9ページでございますが、2款の地方譲与税から10ページ目の8款の自動車取得税交付金でございますが、これは交付額の確定によるものでございます。

10款の地方交付税でございます。これは特別交付税、当初は1億7,000万の予定をしておりましたが、最終的に3億6,442万3,000円が入ってきておりまして、その差額1億9,442万3,000円を増額をするものでございます。

それから、国庫支出金でございます。総務費国庫補助金、これは対象が天萬庁舎多目的利用施設化事業でございますが、二次交付限度額が決定をいたしてございまして、その交付額の決定により918万2,000円を増額をするものでございます。

それから、教育費の国庫補助金でございますが、これはパソコン整備事業でございます。実績に伴いまして減額をしております。69万8,000円の減額としております。

11ページ、財産収入でございます。不動産売り払い収入でございますが、国道バイパスの土地代補償費が確定をして公共施設整備基金へ積み立てをするものでございます。

繰入金でございます。2の減債基金繰入金でございますが、特別交付税が多く入りまして、その結果、繰り入れをしなくてもよくなったものでございまして、1億500万をゼロとするものでございます。

それから、緑水園管理運営基金繰入金でございますが、改修工事費の確定によりまして減額をしております。減額が310万3,000円でございます。

それから、諸収入、雑収入でございます。これも公園の残地補償金の確定いたしてございまして。その分758万6,000円を増額をするものでございます。

町債の関係でございます。農林水産業債でございますが、これは一般工業事業債を充て込んでおります。その調整分の配分があったため、80万円を増額をしております。

総務費でございますが、天萬庁舎改修整備事業債ということで、これは国庫補助が増となっております。そのため減額をするものでございます。

5ページに戻っていただきまして、第2表で繰越明許費の補正をしております。追加でございます。土木費の住宅費、町営住宅管理事業費、額が651万3,000円でございます。これは町営住宅鴨部団地撤去工事におきましてアスベストを含む建材が確認されたため、その手続及び

撤去に日数を要するため、繰り越しをお願いをするものでございます。

めくっていただきまして、6ページになります。第3表、地方債補正。変更としております。広域基幹林道整備事業、限度額だけの変更でございます。限度額640万円を80万円増額をいたしまして720万円に。天萬庁舎改修事業、2億3,250万円を870万円減額をいたしまして2億2,380万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくをお願いをいたします。

**○議長（石上 良夫君）** ここであらかじめ、会議時間の延長の宣告をいたします。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

**○議員（13番 亀尾 共三君）** 何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、11ページの収入の方なんですけども、財産収入で一番上の欄と、それから雑入のところであるんですけども、この金額が上がってるのは減額と、それから増額が上がってますね、それぞれに。これはやっぱり確定だということなんですけども、あくまでもその金額は想定金額だけが違ってたって理解してよろしいでしょうか。例えていいますと、土地については多少減ったとか、あるいは今度補償費の場合は、何か当初予定していたより不都合なことが起こったのかということ。どうなのかということ、この1点と、それから、歳出の方で12ページなんですけども、いろいろ基金の積み立てになっておりますね。それで、あわせてなんですけども、一体、基金の総額というものを、あらゆる基金の総額というものがこの時点で幾らになってるかということ、この2点をお聞きしますので、よろしくお願いします。

**○議長（石上 良夫君）** 総務課長、森岡重信君。

**○総務課長（森岡 重信君）** 基金残高でございます。平成21年度末で今申したものを含まれて、総額ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）28億4,159万2,000円超ということになっております。（発言する者あり）

**○議長（石上 良夫君）** 休憩します。

**午後4時44分休憩**

-----  
**午後4時44分再開**

**○議長（石上 良夫君）** 再開します。

総務課長、森岡重信君。

**○総務課長（森岡 重信君）** 11ページの不動産売り払い収入の8万8,000円でございます。

すが、これは額の確定ということでございます。

それから、雑入の方の補償金の部分は、クレー舗装というのがしてあります公園でございます。そのものが折れておったということで、その再計算をした結果が758万6,000円ふえたという状況でございます。

**○議長（石上 良夫君）** ほかに質疑ありませんか。

9番、細田元教君。

**○議員（9番 細田 元教君）** ちょっと何点かお聞きします。

まず、5ページの町営住宅管理費の651万3,000円繰り越しになってますが、鴨部団地って聞きましたけど、こげなアスベストを使ってある団地があったかなと思ったりして、ちょっと確認です。

それと、どこだったかな、歳入、11ページのふるさと基金、ふるさと納税の分だと思えますが、105万6,000円、我が南部町に何件あったのかお聞きしたいということと、もう1点、最後ですが、歳出で12ページの公共施設整備基金に749万8,000円出しております。これが公共施設バイパス分って言われましたけど、バイパスで入ってきたのがその隣の11ページに雑入で758万6,000円なんですね。相差が8万8,000円あるんですけど、この8万8,000円はどこから（発言する者あり）一番上、ごめん、ここか、ならわかったわ、ということ。

**○議長（石上 良夫君）** 休憩します。

午後4時46分休憩

-----  
午後4時51分再開

**○議長（石上 良夫君）** 再開します。

総務課長、森岡重信君。

**○総務課長（森岡 重信君）** 総務課長でございます。まず、がんばれふるさと基金の関係でございますが、21年度は105万6,000円、110件でございます。（発言する者あり）件数は多いですけども、額としては少ないと思います。

あとは、住宅の名前の関係でございますけども、城山に住宅が2つありまして、川かな、こっち側の方は城山住宅になります。それから、山手側の方は鴨部団地ということでございます。その鴨部団地側の方の解体でございます。（発言する者あり）

**○議長（石上 良夫君）** 休憩します。

## 午後4時52分休憩

---

## 午後5時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど繰越明許の関係でちょっと間違っただ説明をしておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。古い建物でございます、軒下の裏板の方に使用されることが多く、古いものでその品番も品の番号で、これもわからずアスベストの疑いがあるので、繰り越しをしたものでございます。結果としては、アスベストはなかったということで工事を再開いたしまして、5月末で完了したものでございます。違った説明をいたしまして、申しわけございませんでした。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12ページですけど、先ほど細田議員の方から質問がありましたが、さくら基金、補正では5万6,000円積み重ねられておりますが、この使い道。例えば件数は多いけど、金額は少ないというような御説明でしたが、どれぐらいためるおつもりなのか、あるいはどのような活用をされるつもりなのか、その辺を少し御説明していただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 件数におきましては、鳥取県市町村の中では一番だということでございます。今、このさくら基金の残高でございますけども、433万9,000円ほどございます。もう少しためまして、この名のおりの桜に係る植樹とか、そういったものに使っていきなというふうに考えておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 確かに名称はさくら基金だとは思いますが、いろんなことに使えるようになってしまったので、すべて桜のために使われるのか、あるいは寄附された方が何々に使ってくださいというような要望があつて、それに使わないとだめだと思っておりますので、そういう答弁が少し不十分だと思っておりますが、その辺よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） このさくら基金には、こういう形で使ってくださいということの

項目が10程度ございまして、その目的に沿って使わせていただきたいと思います。その代表的なもので、桜というようなお話をさせていただきました。

**○議長（石上 良夫君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

**○議員（4番 植田 均君）** 何点かよろしくお願ひします。

まず、6ページの天萬庁舎改修整備事業の地方債補正ですけども、870万円の減額ですけども、これは合併特例債ですよ。それで、私が聞きたいのは県の補助金と、それから国からついでいますか、いろいろな補助金を国の二次補正できめ細かな補助金、名前がちょっと何でしたっけ、きめ細かな経済対策臨時交付金ですか、こういう財源を使って整備を行っているところですけども、この全体の今の段階でほぼ確定してるんだと思うんですけども、合併特例債と県の補助金と、それから、その他の補助金というので総事業費が幾らになっているのかというあたりを御説明願ひたいと思うのが1点です。（発言する者あり）今、動いてるのでね。動いていますので、よろしくお願ひします。

それから、今回の補正の一番大きな特別交付税が1億9,400万余り来ているわけですけども、この特別交付税の算定の増額といいますか、原因についてお聞きします。

それから、この財源を使って減債基金と財政調整基金に振り分けたという内容ではないかと思うんですけども、そういう内容だという確認をしたいと思いますが、その点をよろしくお願ひします。

それから、もう1点は、10ページの地域活性化・きめ細かな臨時交付金918万2,000円、これが二次交付限度額が確定したということで、これ天萬庁舎の改修財源という説明だったと思いますけれども、このたび今回、合併特例債を870万円減額してますけれども、この相差分についてはどういうことなんでしょうか。私は、全額振り向けられるのであれば合併特例債をもっと減額すべきでないかっていうふうに疑問があったので、その点を御説明をよろしくお願ひします。

**○議長（石上 良夫君）** 休憩します。

**午後5時18分休憩**

-----  
**午後5時32分再開**

**○議長（石上 良夫君）** 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 大変時間をとらせてまして申しわけございません。

まず、財源内訳でございます。総事業費が3億8,621万3,000円ということでございまして、国庫補助金が912万8,000円ふえまして、計画から1億5,011万5,000円となっております。

それから、合併特例債の関係でございますが、これは補助金がたくさん入っておりますので、その分は落ちるということで、これの95%、870万円が減額となって2億2,380万円となります。その国庫補助及び特例債以外の一般財源というものがございまして、これは当初計画は1,229万8,000円でございますが、42万8,000円落ちまして1,187万円の財源の内訳となっております。

それから、特交の増減理由ということでございますが、当初はルール分、1億7,000万でございますが、当初予算には計上しておりません。その後の部分が来たものでございますが、昨年と比べますと病院関係で900万円ほど増額となっております。

また、この特交の多く入ってきたものをどこに充てておるのかということでございますけども、財政調整基金の積み立てに9,000万を充てております。減債基金の積立金59万2,000円は、利子の確定によるものでございますので、この特交を充て込んだというものではございません。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後5時34分休憩

-----  
午後5時35分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 再度、ちょっと1点だけお願いします。

天萬庁舎の改修事業の現在の予算総額といたしますか、3億8,621万3,000円ということで、そのうち財源が国、県補助金が1,511万5,000円。ですから、県の補助金という説明でしたよね、これまで。ですから、1,511万5,000円が県から補助金として、この事業に対して入る分だという認識で確認してよろしいですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） ちょっと若干違っております。1億5,000……（「1億ですか、はいはい」と呼ぶ者あり）54万3,000円が国なり、県なりの補助金でございます。



それから、町債の方が2億2,380万円ということで、残ったのが1億1,187万円が一般財源ということでございます。御確認をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第38号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分をする。処分日は、平成22年3月31日でございます。

それでは、別冊の補正予算書で御説明を申し上げます。

---

議案第38号

平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

平成21年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,235,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日 専決

南部町長 坂本 昭文

---

説明に入ります前に内容について御説明を申し上げます。

この補正の主なものでございますけれども、保険給付費の療養給付費が予定額より伸びると見込まれたため、基金の取り崩しを行い、補正予算を編成したものでございます。

歳出の方から御説明を申し上げます。5ページをお開きください。1款総務費、1目一般管理費でございます。13節、委託料について、国保連合会電算処理業務委託料を6万4,000円増額補正をいたします。これは高額介護合算資料作成など、新しい制度に対応するためのものでございます。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費を717万3,000円、2目退職被保険者等療養給付費を204万4,000円、それぞれ増額補正をいたします。これは決算見込みによる増額補正でございます。

続きまして、高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費ですが、33万9,000円の増額補正を行います。これも決算見込みによる補正でございます。

前ページにお帰りいただきまして、歳入の方の御説明を申し上げます。10款繰入金、2目基金繰入金として524万4,000円を補正して、3,000万円とするものでございます。

12款諸収入、2目退職被保険者等第三者行為納付金310万6,000円を補正をいたします。これは第三者行為納付金が確定したためでございます。以上、御審査の方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何点かよろしくお願いします。

今回、実績ということなんですけども、一般被保険者療養給付費が717万3,000円と、退職者の療養給付費200万余りですね。この増額に対して基金などで予算しないと回らなくなったということなんだろうと思うんですけども、この医療費の伸びですね、当初見込みから見てどのような水準なんでしょうか。それは、どういう病院によって、給付費が想定してたところから見てどういう要因によって、その給付費の伸びが発生しているのか、その辺の分析結果がまとまってるんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。実は、基金の取り崩しが当初から3,000万予定をしておりましたものでございまして、当初予算と比較をいたしますと3.2%、失礼しました、ちょっとお待ちください。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後5時44分休憩

---

午後5時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 大変失礼しました。健康福祉課長でございます。当初予算と比較するのは少々無理がございまして、これは予算編成の時期が随分4カ月ほどずれ込みますために、制度改正もありましたことによって比較はちょっとできない状態ですので、比較をいたしておりませんが、平成20年の決算と比較をいたしますと3.2%の増ということになります。以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後5時46分休憩

---

午後5時46分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。内容でございますけれども、こ

これは入院の方は減っている状態でございますけれども、外来の1人当たり単価が増加をしているというものでございます。

疾病の内容でございますけれども、これは特に例年とは変わりございませんが、やはり悪性新生物というところがふえているというものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 医療費の伸びが外来の1人当たり医療費の単価で悪性何ですか、（発言する者あり）ちょっと難しい説明をされたのでよくわからないんですけども、私、健康福祉課が医療政策をされる場合に、そこから何を学びとるかということが大事だろうと思うんですけども、どういう状況なんだと、それに対してどういう対策が必要だというようなことを、ぜひお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。やはり2点大きなものがあるかと思えます。

1点目は、やはり検診等で早期の発見をして予防の啓発をするということでございます。

もう1点は、医療費の適正な使い方と申しましょうか、それぞれ被保険者の健康教育とか、それから医療機関等のかかり方というようなもの、そういうような指導といいますか、そういうような啓発というものも大事ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第39号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 議案第39号について説明させていただきます。議案第39号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

1枚はぐっていただきまして、専決処分書です。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分をする。処分日は、平成22年3月31日でございます。

内容につきましては、別紙の浄化槽整備特別会計補正予算書（第2号）の方で説明をいたします。

---

### 平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度南部町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年3月31日 専決

南部町長 坂本 昭文

---

補正の内容ですけれども、これは整備基数の確定によります減額ということです。

まず、3ページをはぐっていただきますと、地方債の補正について表がございます。補正前の

限度額を2,120万円としておりましたものを2,040万円に減額するものでございます。

内容につきましては、歳出の方から説明をしますので、5ページをごらんください。5ページの下段の方に3、歳出ということでございます。第1款総務費、第2項施設費、浄化槽建設費の15節工事請負費でございます。770万8,000円の減で、浄化槽整備工事費ということで当初30基を計画しておりましたが、実績により23基になりましたので、その部分を減額させていただくものでございます。

その上段になります。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の第1項分担金394万5,000円の減額です。これは実績によりますものです。

次に、3款の国庫支出金、第1項の国庫補助金、浄化槽整備事業の補助金です。これも296万3,000円の減です。

第7款町債、浄化槽整備事業債ですけれども、これも80万円の減ということです。以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、討論に移ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時59分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

## 日程第 1 1 議案第 4 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 1、議案第 4 0 号、西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第 4 0 号、西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）に関する契約の締結について。

西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、西伯小学校教室棟の大規模改修工事の建築主体工事について、一般競争入札により落札をした業者と契約を締結するために、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

1、契約の目的でございます。西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）でございます。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約の金額、2億769万円。4、契約の相手方、鳥取県米子市富益町69番地5、有限会社松本組、代表取締役、松本雄次。以上の内容でございます。ひとつ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3月議会で聞いたかもしれませんが再度契約の金額が決定しましたので、この中身について具体的に工事費の内容ですね、わかれば教えていただきたい。

今、建築主体工事となっておりますが、いろいろ建築主体だけじゃなくして設計書を見ればいろいろ変更がございますので、例えば電気関係とか、そういうようないろんなものが関係してくると思いますが、その辺の工事費の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。建築主体工事ということで、これは議会の承認事項になっておりますのでただいまやっておりますが、これとは別に機械設備、それから電気設備がございます。契約の関係も議会の方に出ると思いますけれども、電気設備の方が2,656万5,000円で契約をしております。機械設備につきましては2,793万円で契約をしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の入札結果報告書を見せていただいていますと9社の応札があって、9番目の美保テクノスさんのところが最低制限価格を下回ったために失格ということになっています。この原因について考えられるのは、予定価格を公表していますよね、予定価格の中で最低制限価格をどういうふうに設定するかということが、入札でどの辺の金額を入れるかということと一番かかわりがあるわけですけれども、今回の最低制限価格の設定についてはどういう基準で設定されたのかということです。

この間、ちょっと大きな工事を南部町はいろいろやっていますけれども、今回、一般競争入札で応札された会社が入札に参加していただくわけですけれども、前回、鳥取県西部の県の格づけA、Bというようなことが一般競争でもあったんですけれども、今回はどういう基準で一般競争に参加業者を認められたのかという基準についての説明。2点、答弁をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 制限価格の設定の仕方ということでしたけれども、はっきりした率を今覚えておりませんが、直接工事費の何%、それから現場経費の何%、それから一般管理費の何%ということで制限価格の設定をしております。

それから、応札の基準ということでしたけれども、これの財源の中に地域活性化の臨時交付金の方を使っておりますので、以前に鳥取県西部に本社のあるA級ということ、それから町内の場合にはB級ということで公示の方をしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 最低制限価格の設定は以前にも聞きましたけれども、上下水道課でありましたね。県の基準に準じた基準で算定して、根拠のある数字を設定しているという説明を以前に受けたような気がしますけれども、そういう理解でよろしいでしょうかということが1点と、それから、予定価格の公表についていろいろ議論をこれまでもしてきたんですけれども、予定価格を公表しながら最低制限価格についていろいろ数字が動くというようなことで、何か非常に応札される方も戸惑っておられるのではないかと思いますけれども、予定価格の公表と最低制限価格について、町長は今後、適正な価格と地元の振興ということでどのような見解をお持ちなのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。先ほどの最低制限価格の設定の仕方資料がありま



すのでお答えします。直接工事費の10分の9、共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の7、一般管理費の10分の3を得て、乗じて得た金額を制限価格としております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この制限価格が変わっていくということですが、これは工事費が変わりますから、当然、変わっていくのが当然であります。

どのように考えておられるのかということですが、今の方式になる前は予定価格掛ける0.8、ほとんど0.8で10社あれば10社そろっておりました。積算をせんでも0.8掛けてやれば最低制限価格になるわけですから、あとはくじ引きで業者を決定するというような、私どもから言わせれば競争入札、あるいは積算をしてきちんと応札をしていくという、受注のルールというようなものの秩序が乱れておるといっているように思っておりましたので、今回のように直接工事費の9掛けだとかそういう基準を設けて、業者の皆さん方にせめて積算をして応札するというような、いわゆる秩序ある入札制度に一步進んできたというように思っております。ただ、これも本当にいいのかなのかということになると、なかなかこれもわかりません。今後については、やっぱり国や県の入札制度の改正というようなことも視野に入れながら、よりよい制度の構築を目指していきたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第40号、西伯小学校教室棟大規模改修工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第4回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石上 良夫君）** 御異議なしと認めます。これをもちまして平成22年第4回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

**午後6時12分閉会**

---